

CFPコミュニケーションプログラム 意見公募結果報告書

報告日		2012年9月26日			
意見公募実施期間		2012年7月30日 ~ 2012年8月3日			
PCR原案受付番号		PDE-110			
製品の属する分類		水なし印刷による印刷物			
意見番号	NO.	該当項目	御意見の内容	御意見の理由	御意見に対する考え方
1	全体	全体	出版・商業印刷物（中間財）【PCR番号：PA-AD-02】、宣伝用および業務用印刷物【PCR番号：PA-BS-01】、紙製容器包装（中間財）【PCR番号：PA-BB-02】のPCRと、適用範囲・製品種別が重複している。 既存のPCRを細分化したPCRを新たに作成し、同一の製品を2つのPCRで算定することのできる基準を制定すること自体、不適當である。	本PCRは「水なし印刷による印刷物」を範囲としているが、これは『カーボンフットプリント製品種別基準に関する要求事項』2-1. 製品種別にある、「対象とする製品種別の粒度は日本標準商品分類の小分類または細分類程度が望ましい。」という記載に適合していない。 さらに、日本標準商品分類に適合するPCRがすでに存在するにも関わらず、その中に新たに狭い範囲のPCRを作成しており、PCRの細分化・形骸化を引き起こす危険性がある。	【事務局より】 既存のPCRでは目的が果たせない場合、対象範囲が一部又は全部重なっていたとしても、その理由を記載した上でPCRを新規に策定することは、本プログラムにおいては認めることにしている。また異なるPCR間での比較は前提としていない。 従って今回の申請モジュールには従ったものとして受け入れられるべきものと事務局では判断した。
2	全体	全体	・このCFP-PCR原案は“一定の思想”と“収集データ”に基づいて作成されていることには、一定の理解はできるが、今進行中のCFPプログラムにいきなり組み込んで、結果的に印刷物のCFP算定ルールにダブルスタンダードを生じさせることには強く反対する ・また、このルールは「水なし印刷に限る」といった“恣意的な”適用ではなく、既存のCFP-PCRとの幅広い整合を、そのすべての改訂も視野に入れた上で検討する必要がある。		【事務局より】 No.1に同じ
3	全体	原案名	本PCR原案は、「中間財」、もしくは、限定された「最終財」が対象である。	・既存PCRの「出版・商業印刷物（中間財）」（PA-AD-02）に対応するものと考えられる。 ・原案の「9-5」に「モデル化が困難な領域」との記載があるが、これは本PCR原案の利用者が全てのライフサイクルを網羅した「最終財」の算定ができないことを意味する。 ・限定された「最終財」とは、例えば、既存PCRの「宣伝用および業務用印刷物」（PA-BS-01）の範囲である。	中間財と最終財のCFP算定の違いは、算定値全体をどこで分離して見せるかというところだけなので、本PCRをそれぞれに分割する必要性を全く考えていない。
4	1	適用範囲	「印刷物を対象製品とする認定CFP-PCRとして「出版・商業印刷物（中間財）」「宣伝用 および業務用印刷物」「出版物」が公表されているが、このCFP-PCRでは、これら既存 CFP-PCR に対し、要求事項および指示事項を簡略化し、CFP算定に係る負荷の軽減と算定可能な事業者の拡大を目的とするものである。」とあるが、「適用範囲」とは無関係の記述で、削除すべきである	・原案作成者のCFP-PCR、およびCFP算定への“思想”を述べているにすぎず、無関係である	既存の印刷関連PCRは、それぞれがほぼ同様の内容であるにも関わらず、無作為に細分化を行うことで算定事業者を混乱に陥れていることから、その合理化を進めるために策定されたのが本PCRとなる。指摘されている記載は本PCRの目的を考えると核部分ではあるが、「適用範囲」以外の箇所に記されるべき内容であるので、即時修正を行う。
5	2-1	製品種別	出版・商業印刷物（中間財）【PCR番号：PA-AD-02】、宣伝用および業務用印刷物【PCR番号：PA-BS-01】、紙製容器包装（中間財）【PCR番号：PA-BB-02】のPCRと範囲が重複しているが、既存のPCRの内容が全く考慮されていない。新たにPCRを作成するのであれば、既存のPCRと記載内容を統一するべきである。	『カーボンフットプリント製品種別基準に関する要求事項』2-1. 製品種別には、「CFP-PCRの対象とする製品に重複があった場合は、当該認定CFP-PCRの内容を考慮しなければならない。」とあるが、本PCRは既存の印刷関連PCRの内容を全く考慮していない。（詳細は下記の項目にて指摘。）	当然のことながら、既存PCRに対して一定の考慮をした上で本PCRの策定は始められている。例えば、既存PCRでは同一製品に対する按分・積上による算定方式による差異については、何ら検討されている様子が窺えないことから、本PCRではその差異が無視できないものであるとの前提から算定方式をほぼ一本化している。質問者のように、“考慮すること” “イコール” “一致すること” という考え方には依っていない。
6	2-1	製品種別など	「水なし印刷による印刷物を対象とする」と限定しているが、定義、範囲設定をする必然性はまったくない。削除すべきである	・いわゆる「水なし印刷」は、オフセット方式の印刷手法の“一手法”にすぎず、印刷物の品質はもちろん、CFPの算定においても、他のオフセット印刷で作成された「印刷物」はいうに及ばず、他の印刷方式で作成された「印刷物」からも区別する必然性はまったくない。 ・むしろ、このような“恣意的な”区別を導入することは、無用な混乱を生じさせるだけである。	申請主体者はあくまでも日本水なし印刷協会であることを考えれば、水なし印刷による印刷物に限定して差別化を図ることは至極当然のことである。

意見番号	NO.	該当項目	御意見の内容	御意見の理由	御意見に対する考え方
7	4	用語の定義	被印刷物を「原反」という名称で定義しているが、既存のPCR「出版・商業印刷物（中間財）」（PCR番号：PA-AD-02）では「被印刷物」として記載しており、別の語を定義することで混乱をきたしている。新たにPCRを作成するのであれば、既存のPCRと記載内容を統一するべきである。	上記の「CFP-PCRの対象とする製品に重複があった場合は、当該認定CFP-PCRの内容を考慮しなければならない。」にも、4-1用語の定義「用語の定義はJIS規格等、公開済みの規格の用語を用いることが望ましい。」にも反している。	既存PCRに則した用語統一は全く考えていないが、本PCRにおいて一部用語の不統一が見られるので修正を行う。
8	5-2	カットオフ基準およびカットオフ対象	項目を決めつける要求事項の書きぶりは、もれを生じるため使用すべきでない 文書C-06-01に基づき、“5%未満ルール”で規定すべきである	印刷物では、表紙にPP貼りをするケース等、化石由来成分（プラスチック等）の焼却時の影響が大きいものが多い	本PCRは、算定対象項目を一次データとして正確に収集できる（モデル化が困難ではない）項目や、負荷の大小に関わらず印刷を代表する資材などの項目に、5%カットオフルールに多面的に依りながら絞り込みを行っている。従って、一次データのなかで想定値となる可能性の高い項目や、データ収集に無駄に時間のかかりすぎる項目などを“恣意的”に除外している。算定項目の絞り込みを行うことによりCFP値が不正確になると考えられているようだが、既存PCRにおける按分・積上方法によるCFP値の不正確について、まずは認識を新たにすべきではないか、本PCRの正確性を議論したいのであれば、既存PCRによる按分・積上による算定の正確性、紙のCO2排出原単位の選択肢が限定的であることなどに起因する正確性などについてまずは考察が必要となる。
9	5-2	カットオフ基準およびカットオフ対象	文書C-06-01に基づく、カットオフ基準およびカットオフ対象を記述すべきである		カットオフについては、様々な視座から多くのケーススタディにおいて検証されており、また本PCRにおいてその記述が明確となるように追加修正を行う。
10	5-3 7~10	ライフサイクルフロー 原材料調達段階に適用する項目 ～ 使用・維持管理段階に適用する項目	CFP算定を簡略化する方向は賛成するが、本PCR原案でCFPを算定した場合、「水なし印刷物」を包含する既存のPCRで算定したCFPの数値よりも小さくなるため、この対策が必要である。	・本PCR原案は、既存のPCRに比べて、「データ収集項目」が少なく、「算定の対象外」が多いため。	【事務局より】 本プログラムのルールでは、たとえ同じ製品が対象であっても、PCRが異なれば異なる算定ルールを認めることにしており、CFP算定数値に違いが出ることは容認している。
11	6-6	配分	【配分基準に関する規定】、【配分の回避に関する規定】、【配分の対象に関する規定】に関し、特に規定していない。配分に関する規定を定めるべきである。	算定する人によって配分方法が異なると、同様の仕様の製品であっても算定結果に差が生じてしまい、第三者に誤解を与えかねない。既存のPCRのように配分に関する規定を定めるべきである。 『カーボンフットプリント製品種別基準に関する要求事項』6-6配分にも、「配分方法を記載しなければならない」とあり、必須事項となっている。	本PCRでは、既存PCRのように按分と積上の両方の算定方式を基本的には認めておらず（既存PCRでの按分・積上方式によるダブルスタンダードを回避するため）、積上方式にほぼ一本化されているが、一部事業者における空調による負荷の算定時には配分基準が必要になることを明記する。
12	6-8	全段階に共通して適用するCFP算定方法 その他	「シリーズ製品」について、「カーボンフットプリント算定・宣言に関する要求事項」で規定している「タイプA」、「タイプB」または両方であることを明確にする。	・「タイプB」も含めるのであれば、PCRの中で関係式を定義する必要がある。	タイプBによる算定については、重回帰分析により導かれる算式によりCFP算定されることを可能にすることができるか、現在のところ十分な検証がなされていない。従って、本件については本PCR運用後の課題であると考えている。
13	7-2	インキの生産サイトへの投入量 データ収集項目	シナリオを使用すべきではない	他の資材と同様に一次データが容易に収集できるはずである	CFP算定では、一次データを収集する前に投入量や廃棄量を予測しながら計算するものであるため、印刷前にインキの使用量を実測することは不可能である。当該質問は質問者の勘違いと受け止めておく。
14	7-2	原材料調達段階に適用する項目 データ収集項目	データ収集項目に「ラミネート」に関する原材料を追加する。	・一般的に、「ラミネート」に関する原材料は、本PCR原案で算定対象としているインキ、OPニスおよびコーターニスに比べて、ライフサイクル全体への寄与が高い。	本PCRは、算定対象項目を一次データとして正確に収集できる（モデル化が困難ではない）項目や、負荷の大小に関わらず印刷を代表する資材などの項目に、5%カットオフルールに多面的に依りながら絞り込みを行っている。従って、一次データのなかで想定値となる可能性の高い項目や、データ収集に無駄に時間のかかりすぎる項目などを“恣意的”に除外している。算定項目の絞り込みを行うことによりCFP値が不正確になると考えられているようだが、既存PCRにおける按分・積上方法によるCFP値の不正確について、まずは認識を新たにすべきではないか、本PCRの正確性を議論したいのであれば、既存PCRによる按分・積上による算定の正確性、紙のCO2排出原単位の選択肢が限定的であることなどに起因する正確性などについてまずは考察が必要となる。

意見番号	NO.	該当項目	御意見の内容	御意見の理由	御意見に対する考え方
15	7-3	各投入量の規定 一次データの収集方法 および収集条件	「転移面積比率」を「元データを印刷機のソフトウェアで自動解析した結果使用する」などと規定しているが、一部の印刷機（マンローランド社製等）でしか得られないようなファクターの取得を規定すべきではない。	CFP-PCRとして汎用性、公平性に欠けるため、不適である	インキの転移面積比率から算定インキ使用量を予測するソフトウェアはドイツ製印刷機だけのものではないが、これが不可能である場合のシナリオを設定する。
16	7-3	一次データの収集方法 および収集条件	「インキ等の転移面積比率」を利用した方法以外の算定方法も規定する。	・全ての印刷機が「インキ等の転移面積比率」を算出する機能（ソフトウェア）があるとは限らない。	インキの転移面積比率から算定インキ使用量を予測するソフトウェアはドイツ製印刷機だけのものではないが、これが不可能である場合のシナリオを設定する。
17	7-3 7-4 7-5	一次データの収集方法 および収集条件 シナリオ その他	「投入量」をシナリオを含めて様々規定しているが、「ロス（歩留り）」を全く考慮していないのは不適である		ロスの中で殆どを占める紙のロスや、ロスとなる紙に印刷されるインキについても算定対象となっていることを考えると、その他の軽微なロスを算定対象に入れる必要性を全く考えていない。どのようなロスがどのくらいの影響力があるのか、きちんと計算された数値で示してもらわないと、感覚的な質問に答えるのは難しい。
18	7-5	カットオフ項目 その他	根拠を示さず「項目」を断っているが、不適である また、項目を決めつける要求事項の書きぶりは、ものを生じるため使用すべきでない 文書C-06-01に基づき、「5%未満ルール」で規定すべきである	8-5.9-5.10-5.11-5 も同様で、「恣意的」に除外してはいけない	本PCRは、算定対象項目を一次データとして正確に収集できる（モデル化が困難ではない）項目や、負荷の大小に関わらず印刷を代表する資材などの項目に、5%カットオフルールに多面的に依りながら絞り込みを行っている。従って、一次データのなかで想定値となる可能性の高い項目や、データ収集に無駄に時間のかかりすぎる項目などを「恣意的」に除外している。算定項目の絞り込みを行うことによりCFP値が不正確になると考えられているようだが、既存PCRにおける按分・積上方法によるCFP値の不正確について、まずは認識を新たにすべきではないか、本PCRの正確性を議論したいのであれば、既存PCRによる按分・積上による算定の正確性、紙のCO2排出原単位の選択肢が限定的であることなどに起因する正確性などについてまずは考察が必要となる。
19	7-5	その他 原材料調達に適用する 項目	出版・商業印刷物（中間財）【PCR番号：PA-AD-02】、宣伝用および業務用印刷物【PCR番号：PA-BS-01】、紙製容器包装（中間財）【PCR番号：PA-BB-02】のPCRとカットオフ範囲が一致しない。新たにPCRを作成するのであれば、既存のPCRと記載内容を統一するべきである	このPCR原案では、「DTP材料（校正用紙等）、製版材料（現像液等）、刷版材料（印刷版を除くすべての材料）、梱包資材」等がカットオフ範囲とされているが、既存の印刷物PCRではカットオフ範囲とされていない。特に、梱包資材に関して、梱包資材の種類によってはCO2排出量比累計5%以上となり、『カーボンフットプリント算定・宣言に関する要求事項』2.2.3.カットオフ基準にあてはまらない場合も想定される。「事業者の努力ではなく、PCRの選択によりCO2排出結果が小さくなる」のは避けるべきである。	本PCRは、算定対象項目を一次データとして正確に収集できる（モデル化が困難ではない）項目や、負荷の大小に関わらず印刷を代表する資材などの項目に、5%カットオフルールに多面的に依りながら絞り込みを行っている。従って、一次データのなかで想定値となる可能性の高い項目や、データ収集に無駄に時間のかかりすぎる項目などを「恣意的」に除外している。算定項目の絞り込みを行うことによりCFP値が不正確になると考えられているようだが、既存PCRにおける按分・積上方法によるCFP値の不正確について、まずは認識を新たにすべきではないか、本PCRの正確性を議論したいのであれば、既存PCRによる按分・積上による算定の正確性、紙のCO2排出原単位の選択肢が限定的であることなどに起因する正確性などについてまずは考察が必要となる。
20	8-4	シナリオ 生産段階に適用する 項目	電力量＝定格電力×稼働時間×負荷率 <負荷率> ・生産設備：50%（※1） →100%とすべきではないか。 ・照明設備：100% ・空調設備：45%（※2） →100%とすべきではないか。	左記の負荷率は、「日本WPAの調査結果を下回らない値を設定した」とのことだが、日本印刷産業連合会による「印刷産業における出版・商業印刷物のカーボンフットプリントの算定方法に関する調査研究報告書」では、「負荷率を100%にすると大きく算出されてしまう」としつつも「保守的に100%に設定」している。特に「空調設備：45%（※2）」は「印刷会社1社」の測定結果であり、これが代表値として設定されることに強く疑問を感じる。同じ適用範囲のPCRがあるにもかかわらず、「事業者の努力ではなく、CO2排出結果が小さくなる別のPCRがある」状況は避けるべきである。他の「印刷物」関連のPCRとの整合を取り、電力を実測していない場合は、負荷率100%とすべきではないか。	印刷現場における生産を理解できるのであれば、印刷関連設備が準備・印刷・清掃（又は段取り替え）において、定格に対して100%で稼働していることが考えられないことも理解できるのではないかと考える。質問者のような定性的な評価を避けるために、複数の会社において電力測定器を用いて一定期間の各種設備の測定を行った結果をエビデンスとして負荷率を設定している。我々は実測できないものは全て定格の100%で算定するという考え方（過大に評価することが正確性を担保できるという考え方）に依っていない。
21	8-4	生産段階に適用する 項目 シナリオ	CFP算定の簡略化に逆行する方向であるため、コート層を考慮しない。	・コート紙に占めるコート層のCFPに関する寄与は少ないと考える。特に、コート層の組成の多くは焼却によってCO2を排出しない無機物である。	バイオマス部分の焼却については、カーボンニュートラルのコンセプトにより算定から外しており、CO2の排出量の多い少ないで判断されているものではない。
22	8-4	シナリオ	（※2）「～空調設備～」に訂正する。	・「～照明設備～」は誤り。	ご指摘通りに即時修正する。

意見番号	NO.	該当項目	御意見の内容	御意見の理由	御意見に対する考え方
23	8-5	その他など 生産段階に適用する項目	「サイト間輸送」をカットオフすると断じることができない		本PCRは、算定対象項目を一次データとして正確に収集できる（モデル化が困難ではない）項目や、負荷の大小に関わらず印刷を代表する資材などの項目に、5%カットオフルールに多面的に依りながら絞り込みを行っている。従って、一次データのなかで想定値となる可能性の高い項目や、データ収集に無駄に時間のかかりすぎる項目などを“恣意的”に除外している。算定項目の絞り込みを行うことによりCFP値が不正確になると考えられているようだが、既存PCRにおける按分・積上方法によるCFP値の不正確について、まずは認識を新たにすべきではないか、本PCRの正確性を議論したいのであれば、既存PCRによる按分・積上による算定の正確性、紙のCO2排出原単位の選択肢が限定的であることなどに起因する正確性などについてはまずは考察が必要となる。
24	9-5	その他 流通段階に適用する項目	出版・商業印刷物（中間財）【PCR番号：PA-AD-02】、宣伝用および業務用印刷物【PCR番号：PA-BS-01】、紙製容器包装（中間財）【PCR番号：PA-BB-02】のPCRとカットオフ範囲が一致しない。新たにPCRを作成するのであれば、既存のPCRと記載内容を統一するべきである	上記の「7.原材料調達に適用する項目、7-5.その他」記載事項と同様。	本PCRは、算定対象項目を一次データとして正確に収集できる（モデル化が困難ではない）項目や、負荷の大小に関わらず印刷を代表する資材などの項目に、5%カットオフルールに多面的に依りながら絞り込みを行っている。従って、一次データのなかで想定値となる可能性の高い項目や、データ収集に無駄に時間のかかりすぎる項目などを“恣意的”に除外している。算定項目の絞り込みを行うことによりCFP値が不正確になると考えられているようだが、既存PCRにおける按分・積上方法によるCFP値の不正確について、まずは認識を新たにすべきではないか、本PCRの正確性を議論したいのであれば、既存PCRによる按分・積上による算定の正確性、紙のCO2排出原単位の選択肢が限定的であることなどに起因する正確性などについてはまずは考察が必要となる。
25	9-5	その他 （モデル化が困難な領域）	一次納品先以降の輸送プロセスなどは、一次データの取得ですら可能で、困難ではない		本PCRは、算定対象項目を一次データとして正確に収集できる（モデル化が困難ではない）項目や、負荷の大小に関わらず印刷を代表する資材などの項目に、5%カットオフルールに多面的に依りながら絞り込みを行っている。従って、一次データのなかで想定値となる可能性の高い項目や、データ収集に無駄に時間のかかりすぎる項目などを“恣意的”に除外している。算定項目の絞り込みを行うことによりCFP値が不正確になると考えられているようだが、既存PCRにおける按分・積上方法によるCFP値の不正確について、まずは認識を新たにすべきではないか、本PCRの正確性を議論したいのであれば、既存PCRによる按分・積上による算定の正確性、紙のCO2排出原単位の選択肢が限定的であることなどに起因する正確性などについてはまずは考察が必要となる。
26	9-5	流通段階に適用する項目 その他	「輸送用梱包資材」をカットオフ項目から外す。	<ul style="list-style-type: none"> 一般的に、個別に包装した場合は、ライフサイクル全体への寄与が高い。（個別包装の共通原単位を用意すべきである） （投入物の重量比）と（廃棄物の重量比）のが意味不明である。 	本PCRは、算定対象項目を一次データとして正確に収集できる（モデル化が困難ではない）項目や、負荷の大小に関わらず印刷を代表する資材などの項目に、5%カットオフルールに多面的に依りながら絞り込みを行っている。従って、一次データのなかで想定値となる可能性の高い項目や、データ収集に無駄に時間のかかりすぎる項目などを“恣意的”に除外している。算定項目の絞り込みを行うことによりCFP値が不正確になると考えられているようだが、既存PCRにおける按分・積上方法によるCFP値の不正確について、まずは認識を新たにすべきではないか、本PCRの正確性を議論したいのであれば、既存PCRによる按分・積上による算定の正確性、紙のCO2排出原単位の選択肢が限定的であることなどに起因する正確性などについてはまずは考察が必要となる。
27	11-2	廃棄・リサイクル段階に適用する項目 データ収集項目	「リサイクルの準備処理」が抜けている	“恣意的”には必ず理由は何か？	本PCRは、算定対象項目を一次データとして正確に収集できる（モデル化が困難ではない）項目や、負荷の大小に関わらず印刷を代表する資材などの項目に、5%カットオフルールに多面的に依りながら絞り込みを行っている。従って、一次データのなかで想定値となる可能性の高い項目や、データ収集に無駄に時間のかかりすぎる項目などを“恣意的”に除外している。算定項目の絞り込みを行うことによりCFP値が不正確になると考えられているようだが、既存PCRにおける按分・積上方法によるCFP値の不正確について、まずは認識を新たにすべきではないか、本PCRの正確性を議論したいのであれば、既存PCRによる按分・積上による算定の正確性、紙のCO2排出原単位の選択肢が限定的であることなどに起因する正確性などについてはまずは考察が必要となる。
28	11-4	廃棄・リサイクル段階に適用する項目 その他	紙くすの処理のシナリオが適切ではない。	<ul style="list-style-type: none"> 既存PCRの「出版物」（PA-CJ-01）等のシナリオを利用する。本原案では、対象外の板紙のリサイクルが含まれていると考える。 	本PCRは水なし印刷で製造できる全ての印刷物が対象になっていることを勘案すれば（パッケージも含まれるし、冊子も含まれる）、現状のシナリオに問題があるとは判断できない。物事の必要以上の精緻化が高度化をもたらすと考えることが不適であることを認識してもらいたい。

意見番号	NO.	該当項目	御意見の内容	御意見の理由	御意見に対する考え方
29	11-5	その他 廃棄・リサイクル段階 に適用する項目	出版・商業印刷物（中間財）【PCR番号：PA-AD-02】、宣伝用および業務用印刷物【PCR番号：PA-BS-01】、紙製容器包装（中間財）【PCR番号：PA-BB-02】のPCRとカットオフ範囲が一致しない。新たにPCRを作成するのであれば、既存のPCRと記載内容を統一するべきである	上記の「7.原材料調達に適用する項目、7-5.その他」記載事項と同様。	本PCRは、算定対象項目を一次データとして正確に収集できる（モデル化が困難ではない）項目や、負荷の大小に関わらず印刷を代表する資材などの項目に、5%カットオフルールに多面的に依りながら絞り込みを行っている。従って、一次データのなかで想定値となる可能性の高い項目や、データ収集に無駄に時間のかかりすぎる項目などを”恣意的”に除外している。算定項目の絞り込みを行うことによりCFP値が不正確になると考えられているようだが、既存PCRにおける按分・積上方法によるCFP値の不正確について、まずは認識を新たにすべきではないか、本PCRの正確性を議論したいのであれば、既存PCRによる按分・積上による算定の正確性、紙のCO2排出原単位の選択肢が限定的であることなどに起因する正確性などについてまずは考察が必要となる。
30	12-1	追加情報	追加情報として、同一事業者による同一または類似と判断される商品に関する削減量を示す際は、検証を受けた数値と比較しなければならない。	「『カーボンフットプリント算定・宣言に関する要求事項』3.3.1.同一事業者におけるCFP算定結果の製品間比較表示の取扱い」、「同附属書C-1-⑥」に記載されているように、比較表示を行う際は、検証を受けた数値間でのみ可能である。本PCR原案の記載方法であると、申請者は、検証を受けていない製品間で数値の比較をしても良いという判断を下す恐れがある。	自社内における同一製品に限定し、既存製品のCFPと新規製品のCFPの双方の検証を受けて表示及び説明をすることに対し、何ら異論を挟まれる余地はないと考える。
31	12-1	表示を必須とする追加情報	「他の認定CFP-PCRとの違いの情報については、表示を必須としない」という記述は不要である	項目見出しと論理矛盾している	既存PCRを引用していないことについて（本PCRを活用していることについて）、CFP表示の際に明記することとする。
32	12-1	表示を必須とする追加情報		逆に、「今までとは違うPCR（違うルール）で算定した・・・」という記述は、直接表示として必須で、マークも異なるものを使用すべきと考える	既存PCRを引用していないことについて（本PCRを活用していることについて）、CFP表示の際に明記することとする。
33	付属書A	付属書A	加工工程から廃棄リサイクルへのフローを記載する。	・加工工程から廃棄等が排出される。その上で、ライフサイクル全体への寄与が低いのであれば、算定対象外であることを示す。	本PCRの算定のなかでは、工場からの廃棄ということで印刷と後加工が一本化されているので算定対象にはなっており、ライフサイクル概念図に反映されていると考える。
34	付属書B	付属書B	既存PCRの「出版・商業印刷物（中間財）」（PA-AD-02）、「宣伝用および業務用印刷物」（PA-BS-01）および「出版物」（PA-CJ-01）の輸送シナリオと異なる。	・対象製品が同様な印刷物であるため、既存PCRのシナリオに合わせる。もし、変える必要があるのであればエビデンスを示す。	本PCRは、算定対象項目を一次データとして正確に収集できる（モデル化が困難ではない）項目や、負荷の大小に関わらず印刷を代表する資材などの項目に、5%カットオフルールに多面的に依りながら絞り込みを行っている。従って、一次データのなかで想定値となる可能性の高い項目や、データ収集に無駄に時間のかかりすぎる項目などを”恣意的”に除外している。算定項目の絞り込みを行うことによりCFP値が不正確になると考えられているようだが、既存PCRにおける按分・積上方法によるCFP値の不正確について、まずは認識を新たにすべきではないか、本PCRの正確性を議論したいのであれば、既存PCRによる按分・積上による算定の正確性、紙のCO2排出原単位の選択肢が限定的であることなどに起因する正確性などについてまずは考察が必要となる。